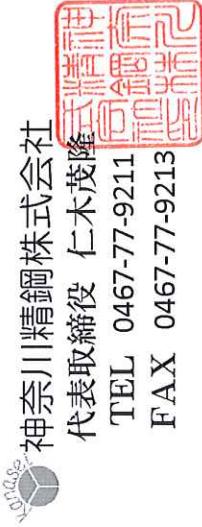


お取引先様 各位

2019年9月吉日



神奈川精鋼株式会社

代表取締役 仁木茂隆

TEL 0467-77-9211

FAX 0467-77-9213

消費税率更に伴うお知らせ

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび消費税法改正が決定したことを受け、弊社における消費税の取り扱いについて下記の通り対応させて頂くことになりましたのでご案内申し上げます。
何卒内容をご確認頂きご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 消費税率の計算について、弊社出荷日を基準に決定させて頂きます。
従いまして、2019年9月30日までに出荷した弊社製品は8%、10月1日以後に出荷した弊社製品は10%の消費税率にてご請求させて頂きます。
2. 請求書締日が月末締め以外のお客様、及び9月分の来月勘定のあるお客様の9月出荷分は、8%の消費税になりますが、弊社システムの都合上10月発行のご請求書は8%と10%の消費税額が合算されての記載となりますのでご了承下さい。

※ 9月中旬以降 受注増により通常より納期を頂戴する場合も予想されますので、早めのご注文にご協力ををお願い申し上げます。